⑲　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。

⑳　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

㉑　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

㉒　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

㉓　本工事は、工事検査時(完成・既済部分等)を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

㉔　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち､「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」)、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）(以下「実績変更対象費」という。)について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

㉕　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者(以下、「配置予定技術者」という。)の途中交代を認める試行工事である。

㉖　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き)、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式)」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。｢積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

㉗　本入札に係る落札決定及び契約締結は、本工事に係る令和７年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む)であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における令和７・８年度港湾土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の競争参加資格審査の申請を行い、受理されていること。さらに、開札の時までに、当該一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、当該決定を受けていない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

また、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)にあっては、開札の時において、九州地方整備局における令和７・８年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。)

なお、開札の時において、上記客観点数が1,150点に満たない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、開札の時において、九州地方整備局における令和７・８年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。)

なお、開札の時において、上記客観点数が850点に満たない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成21年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む)、防波堤又は護岸における500ｔ／函以上のケーソン据付工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成21年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む)、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成21年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む)、防波堤又は護岸における500ｔ／函以上のケーソン据付工事

さらに、他の構成員は、平成21年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む)、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本工事で申請できる配置予定技術者は１名とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成21年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工経験を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む)、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成21年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工経験を有する者であること。

・岸壁（物揚場を含む)、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であ